

○ 文部科学省  
厚生労働省 告示第二号

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 文部科学省令第二号）第八条第四号及び第五号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十一年 文部科学省告示第二号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣 林 芳正

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 附則 (略)</p> <p>2 平成二十一年四月一日において、免許状所持者であつて、現に法第四十条第二項第四号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員であるもの又は免許状所持者であつて、同年四月二日から平成二十六年四月一日までの間において同号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員となつたものは、平成三十三年三月三十一日までの間、第一項第二号に掲げる基準を満たす研修を修了したものとみなす。</p>	<p>1 附則 (略)</p> <p>2 平成二十一年四月一日において、免許状所持者であつて、現に法第四十条第二項第四号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員であるもの又は免許状所持者であつて、平成二十一年四月二日から平成二十六年四月一日までの間において同号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校の教員となつたものは、平成三十年三月三十一日までの間、第一項第二号に掲げる基準を満たす研修を修了したものとみなす。</p>